

業務委託契約における社会保険等の未加入対策について

本市では、適正な労働条件の確保が一層強く求められている昨今の社会情勢を踏まえ、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入徹底に向けて、取り組みを進めているところです。（※）

このたび、本市発注の業務委託契約において、社会保険料を適切に負担する事業者との公平性の確保の観点から、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

（※令和３・４年度の競争入札参加資格の登録から、すべての契約区分において、社会保険等に参加していることを条件としています。）

1 対象契約

次の申請業種に係る業務委託契約を対象とします。

- ・ 建築物清掃
- ・ 警備（機械警備を除く。）
- ・ 事務関連
- ・ 施設の運営・管理
- ・ 給食

2 実施内容

- （１）本市の競争入札参加資格を有しない事業者が契約を締結する場合
適切に社会保険等に参加している旨の誓約書を提出していただきます。
- （２）契約の受注者が業務の一部を第三者に再委託する場合
受注者により、再委託先の事業者が適切に社会保険等に参加していることを確認していただくとともに、その旨の確認書を提出していただきます。

（社会保険等の全部又は一部が法令で定める適用事業所に該当しない場合は、誓約書又は確認書にその旨をご記入ください。）

3 実施時期

令和４年９月１日以降に公告、指名又は見積依頼を行う業務から実施します。